

改正後	現行
<p>（上陸の拒否の特例）</p> <p>第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。</p> <p>イ 法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合</p> <p>ロ 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合</p> <p>ハ 法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合</p> <p>ニ 法第二十二條第二項の規定により永住許可をした場合</p> <p>ホ 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合</p> <p>ヘ 法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二條第二項の規定により永住者の在留資格の取得の許可をした場合</p> <p>ト 法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を与えた場合</p>	<p>（上陸の拒否の特例）</p> <p>第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国人に法第二十六條第一項の規定により再入国の許可を与えた場合又は法第六十一条の二の第十二項の規定により難民旅行証明書を交付した場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留している場合</p>

チ 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合

リ 法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可した場合

又 法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合

ル イから又までに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二の規定により、法第五条の二に規定する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。次号において同じ。）が認める場合

二 外国人に法第七条の二第一項の規定により証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣が認めるとき。

2
（略）

（上陸の申請）

第五条 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項の規定により再入国の許可を受け

二 外国人に法第七条の二第一項の規定により証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣（法第六十九条の二の規定により、法第五条の二に規定する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。）が認める場合

2
（同上）

（上陸の申請）

第五条 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受け又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅

たものみなされる者を含む。第七条第一項及び第二十七條第一項において同じ。）又は法第六十一條の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならぬ。

2・3 (略)

4 前項の場合において、申請を代わつて行う同行者がいないときは、当該外国人の乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が、第一項の書面に所定事項を記載し、その者に代わつて申請するものとする。

5 法第六條第三項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るための個人の識別のために用いられる電子計算機であつて、法務大臣が指定する入国管理官署（以下「指定入国管理官署」という。）に設置するものとする。

6・9 (略)

10 法第六條第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）第八十三條（同規則第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八條若しくは第二百七十四條に規定する教育課程（高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校の専攻科若しくは別科又は専修学校の高等課程にあつては、これに相当するもの）として実施される本邦外の地域に赴く旅行

行証明書を所持して上陸する者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならぬ。

2・3 (同上)

4 前項の場合において、申請を代行する者がいないときは、当該外国人の乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が、第一項の書面に所定事項を記載し、その者に代わつて申請するものとする。

5 法第六條第三項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るための個人の識別のために用いられる電子計算機であつて、法務大臣が指定する入国管理官署に設置するものとする。

6・9 (同上)

10 法第六條第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (同上)

四 (同上)

に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下この号において「学校」という。）の生徒又は学生であつて、次の各号に掲げる学校の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者から法務大臣に対して当該学校の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの

イハ（略）

二 市町村（特別区を含む。第五十九条の六第四項及び第五項を除き、以下同じ。）の設置する学校
市町村の教育委員会
ホト（略）

2 第六条の二（略）
（在留資格認定証明書）

前項の申請に当たつては、写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものである。第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の二第三項（第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五條第一項並びに第五十五條第一項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行うとする別表第三の中欄に掲げる活動に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

イハ（同上）

二 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する学校
市町村の教育委員会
ホト（同上）

2 第六条の二（同上）
（在留資格認定証明書）

前項の申請に当たつては、写真一葉及び当該外国人
が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、本邦にある外国人又は法第七条の二第二項に規定する代理人（以下「外国人等」という。）は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者）が、当該外国人等に代わつて第一項に定める申請書並びに第二項に定める写真及び資料の提出を行うものとする。

一・二 (略)

三 当該外国人の法定代理人

5・6 (略)

(上陸許可の証印)

第七条 法第九条第一項に規定する上陸許可の証印の様式は、別記第七号様式又は別記第七号の二様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者）については別記第七号の三様式）による。

2 (略)

3 法第九条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

3 (同上)

4 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、本邦にある外国人又は法第七条の二第二項に規定する代理人（以下「外国人等」という。）は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者）が、当該外国人等に代わつて第一項に定める申請書及び第二項に定める資料の提出を行うものとする。

一・二 (同上)

三 当該外国人の法定代理人（当該外国人が十六歳に満たない者又は精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくはその能力が著しく不十分な者である場合における当該外国人の法定代理人に限る。以下同じ。）

5・6 (同上)

(上陸許可の証印)

第七条 法第九条第一項に規定する上陸許可の証印の様式は、別記第七号様式又は別記第七号の二様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受け又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して上陸する者）については別記第七号の三様式）による。

2 (同上)

3 (同上)

- 2
- 一 (略)
- 二 国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域(以下「国籍・地域」という。)
- 三 六 (略)
- 4 法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、指定入国管理官署に設置するものとする。
- 5 (略)
- (記録を希望する外国人のための登録)
- 第七条の二 その上陸しようとする出入国港において法第九条第四項の規定による記録を受けることを希望する外国人が、同条第七項の規定による登録(以下「希望者登録」という。)を受けようとする場合には、指定入国管理官署に出頭し、次に掲げる書類を提示しなければならぬ。
- 一 旅券(再入国許可書を含む。第五項において同じ。)
- 二 中长期在留者にあつては、在留カード
- 三 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)に定める特別永住者にあつては、特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下単に「特別永住者証明書」という。)
- 2 指定入国管理官署の所在地を管轄する地方入国管理

- 2
- 一 (同上)
- 二 国籍
- 三 六 (同上)
- 4 法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、法務大臣が指定する入国管理官署に設置するものとする。
- 5 (同上)
- (記録を希望する外国人のための登録)
- 第七条の二 その上陸しようとする出入国港において法第九条第四項の規定による記録を受けることを希望する外国人が、同条第七項の規定による登録(以下「希望者登録」という。)を受けようとする場合には、法務大臣が指定する入国管理官署(以下「指定登録官署」という。)に出頭し、旅券(再入国許可書を含む。第五項において同じ。)を提示しなければならない。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 2 指定登録官署の所在地を管轄する地方入国管理局の

局長（以下「所管局長」という。）は、前項の外国人が本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものであつて、法第九条第七項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当すると認定した場合に限り、希望者登録をすることができる。

3・4（略）

5 所管局長は、希望者登録を受けた外国人が、次の各号のいずれかに該当するときは、その希望者登録を抹消し、当該外国人が前条第五項、前二項及び第二十七条第五項の規定により提供した指紋及び写真の画像情報を消去しなければならない。

一（三）（略）

四 第一項の規定により提示した旅券に記載された再入国の許可の有効期間及び同項の規定により提示した滞在カード又は特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

五・六（略）

（資格外活動の許可）

第十九条（略）

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留

長（以下「所管局長」という。）は、前項の外国人が本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものであつて、法第九条第七項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当すると認定した場合に限り、希望者登録をすることができる。

3・4（同上）

5（同上）

一（三）（同上）

四 第一項の規定により提示した旅券に記載された再入国の許可の有効期間が満了したとき。

五・六（同上）

（資格外活動の許可）

第十九条（同上）

2（同上）

一 旅券又は在留資格証明書
二 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）

資格証明書

3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 三 (略)

4 資格外活動許可は、別記第二十九号様式による資格外活動許可書を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の二様式による証印をすることによつて行うものとする。この場合において、資格外活動許可が中长期在留者に対するものであるときは、在留カードに法第十九条の四第一項第七号及び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の記載（第十九条の六第十項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。）をするものとする。

5 (略)

6 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格

第五条第一項の規定による登録証明書（以下「登録証明書」という。）若しくはその写し又は同法第四條の第三第二項の規定による登録原票記載事項証明書（以下「登録証明書等」という。）

3 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人から依頼を受けたもの）が、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 三 (同上)

4 資格外活動許可は、別記第二十九号様式による資格外活動許可書の交付又は別記第二十九号の二様式による証印によつて行うものとする。

5 (同上)

6 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券に記載された資格

証明書に記載された資格外活動の許可の証印をまつ消
するものとする。この場合において、資格外活動許可
の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、
第四項の規定により在留カードにした記載を抹消する
ものとする。

第十九条の二 法第六条第一項の申請をした外国人が、
法第九条第三項（法第十条第九項及び第十一条第五項
の規定において準用する場合を含む。）の規定により
留学の在留資格を決定された後に引き続き資格外活動
許可の申請を行うとき（三月の在留期間を決定された
後に行うときを除く。）は、前条第一項の規定にかか
わらず、別記第二十九号の四様式による申請書一通を
提出して行うものとする。

2 | 前項の申請を受けた地方入国管理局長は、必要があ
ると認めるときは、当該外国人に対し申請に係る参考
となるべき資料の提出を求めることができる。

3 | 第一項の申請については、前条第三項の規定は適用
しない。

4 | 第一項の申請に対し、法第十九条第二項の規定によ
り条件を付して新たに許可する活動の内容は、前条第
五項第一号によるものとする。

（臨時の報酬等）

第十九条の三 法第十九条第一項第一号に規定する業と
して行うものではない講演に対する謝金、日常生活に
伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めると
おりとする。

外活動の許可の証印をまつ消するものとする。

（新設）

（臨時の報酬等）

第十九条の二 法第十九条第一項第一号に規定する業と
して行うものではない講演に対する謝金、日常生活に
伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めると
おりとする。

一〇三 (略)

(就労資格証明書)

第十九条の四 法第十九条の二第一項の規定による証明書(以下「就労資格証明書」という。)の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の五様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならぬ。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示しなければならない。

- 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- 二 特別永住者にあつては、特別永住者証明書
- 三 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

3 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十九条の四第一項」と、「前項」とあるのは「第十九条の四第二項」と読み替えるものとする。

4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の六様式による。

(中長期在留者に当たらない者)

第十九条の五 法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一〇三 (同上)

(就労資格証明書)

第十九条の三 法第十九条の二第一項の規定による証明書(以下「就労資格証明書」という。)の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の四様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならぬ。

2 前項の申請に当たつては、旅券又は登録証明書等を提示しなければならない。この場合において、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

3 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の五様式による。

(新設)

一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

二 特定活動の在留資格を決定された者であつて、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

(在留カードの記載事項等)

第十九条の六 第十九条の四第一項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。

2 第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

一 法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者
法第九条第一項、第十条第八項又は第十一条第四項の規定により上陸許可の証印をされた旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域

二 法第十九条の十第二項(法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項の規定において準用する場合を含む。)の規定により新たな在留カードの交付を受ける中長期在留者(次号に掲げる者を除く。) 当該交付により効力を

(新設)

三 失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域
国籍・地域に変更を生じたとして法第十九条の十
第一項の届出に基づき同条第二項の規定により新た
な在留カードの交付を受ける中長期在留者 変更後
の国籍・地域

四 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及
び第二十二条の二第三項（法第二十二条の三におい
て準用する場合を含む。）において準用する場合を
含む。）又は第二十二条第三項（法第二十二条の二
第四項（法第二十二条の三において準用する場合を
含む。）において準用する場合を含む。）の規定に
より在留カードの交付を受ける者（新たに中長期在
留者となつた者に限る。） 当該交付に係る申請に
おいて、第二十条第四項（第二十一条第四項、第二
十一条の三第三項及び第二十二条第三項において準
用する場合を含む。以下この号において同じ。）又
は第二十四条第四項（第二十五条第三項において準
用する場合を含む。）の規定により提示した旅券を
発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号
ロに規定する地域（第二十条第四項の規定により在
留資格証明書を提示した者にあつては、当該在留資
格証明書に記載された国籍・地域）

五 中長期在留者であつて、前号に掲げる規定により
新たな在留カードの交付を受けるもの 当該交付に
より効力を失うこととなる在留カードに記載された
国籍・地域

六 法第五十条第一項の規定による許可を受けて新た
に中長期在留者となつたことにより同条第三項の規

- 定により在留カードの交付を受ける者 当該許可に係る裁決・決定書に記載された国籍・地域
- 七 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可されて中長期在留者となつたことにより同条第三項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 難民認定証明書に記載された国籍・地域
- 八 法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて中長期在留者となつたことにより同条第三項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 当該許可に係る決定書に記載された国籍・地域
- 三 法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。
- 四 法第十九条の四第一項第六号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。
- 五 法第十九条の四第二項に規定する在留カードの番号は、ローマ字四文字及び八けたの数字を組み合わせて定めるものとする。
- 六 法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日の翌日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第

二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の第二項（第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

7 | 法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、第六条の二第二項とする。

8 | 法務大臣は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

9 | 法第十九条の四第四項に規定する在留カードの様式は、別記第二十九号の七様式によるものとし、同項に規定する在留カードに表示すべきものは、次に掲げる事項とする。

一 資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨

二 法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住居地（法第十九条の九第二項において法第十九条の七第二項を準用する場合に

あつては、新住居地を記載するときは、当該記載に係る届出の年月日

三 法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつたときは、その旨

10) 法第十九条の四第五項の規定による記録は、同条第一項各号に掲げる事項、同条第三項に規定する写真及び資格外活動許可をしたときにおける新たに許可した活動の要旨を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。この場合において、同条第一項第二号に規定する住居地の記録は、在留カードを交付するときに限り行うものとする。

第十九条の七 法務大臣は、氏名に漢字を使用する中長期在留者（法第二十条第三項本文（法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項若しくは第二十二條第二項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による許可又は難民の認定を受けて第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該中長期在留者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記すること

（新設）

ができる。

2 | 前項の申出をしようとする中長期在留者は、氏名に漢字を使用することを証する資料一通を提出しなければならぬ。

3 | 第一項の申出は、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項若しくは第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第十二条第一項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二第一項の規定による申請と併せて行わなければならない。

4 | 法務大臣は、氏名に漢字を使用する中長期在留者について、ローマ字により氏名を表記することにより当該中長期在留者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができぬ。

5 | 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法その他の漢字を使用した氏名の表記に關し、必要な事項は、法務大臣が告示をもつて定める。

6 | 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名は、法第十九条の十第一項の規定による届出による場合を除き、変更（当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこととするを含む。）することができぬ。ただし、

法務大臣が相当と認める場合は、この限りでない。

(新規上陸後の住居地届出等)

第十九条の八 法第十九条の七第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)、法第十九条の八第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)、又は法第十九条の九第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)(は、別記第二十九号の八様式による届出書一通を提出して行わなければならない。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第十九条の九 法第十九条の十第一項の規定による届出は、別記第二十九号の九様式による届出書一通、写真一葉及び法第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたことを証する資料一通を提出して行わなければならない。

2 | 前項の届出に当たつては、旅券及び在留カードを提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書面一通を提出しなければならない。
3 | 十六歳に満たない中長期在留者について第一項の届出をする場合は、写真の提出を要しない。

(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の十 法第十九条の十一第一項又は第二項の規

(新設)

(新設)

(新設)

定による申請は、別記第二十九号の十様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準用する。

(紛失等による在留カードの再交付)

第十九条の十一 法第十九条の十二第一項の規定による申請は、別記第二十九号の十一様式による申請書一通、写真一葉及び在留カードの所持を失つたことを証する資料一通を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券

二 第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

3 第十九条の九第三項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十二 法第十九条の十三第一項前段又は第三項の規定による申請は、別記第二十九号の十二様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 法第十九条の十三第一項後段の規定による申請は、

(新設)

(新設)

別記第二十九号の十三様式による申請書一通及び写真
一葉を提出して行わなければならない。

3 | 第十九条の九第二項及び第三項の規定は、前二項の
申請の場合に準用する。この場合において、同条第二
項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とある
のは、「第十九条の十二第一項又は第二項」と読み替
えるものとする。

(在留カードの再交付申請命令)

第十九条の十三 法第十九条の十三第二項の規定による
命令は、別記第二十九号の十四様式による在留カード
再交付申請命令書を中長期在留者に交付して行うもの
とする。

(新設)

(在留カードの失効に関する情報の公表)

第十九条の十四 法務大臣は、効力を失った在留カード
の番号の情報をインターネットの利用その他の方法に
より提供することができる。

(新設)

(所属機関等に関する届出)

2 | 第十九条の十五 法第十九条の十六に規定する法務省令
で定める事項は、届出に係る中長期在留者の氏名、生
年月日、性別、国籍・地域、居住地及び在留カードの
番号並びに別表第三の三の上欄に掲げる事由に応じそ
れぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

(新設)

2 | 法第十九条の十六の届出をしようとする中長期在留
者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規
定する事項を記載した書面を地方入国管理局に提出し

なければならぬ。

3 前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出するときは、指定入国管理官署にもすることができる。

（所屬機関による届出）

第十九条の十六 法第十九条の十七に規定する法務省令で定める機関は、教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能又は留学の在留資格をもつて在留する中长期在留者が受け入れられている機関（当中長期在留者の受入れに関し、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）とする。

2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至つた日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方入国管理局に提出するものとする。

3 前条第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

（調書の作成）

第十九条の十七 入国審査官又は入国警備官は、法第十

（新設）

（新設）

九条の十九第二項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならぬ。この場合において、当該関係人が署名することができなるとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

(在留資格の変更)

第二十条 法第二十条第二項の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第三十号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真一葉、申請に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者

二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三 短期滞在の在留資格への変更を希望する者

(在留資格の変更)

第二十条 法第二十条第二項の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第三十号様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、申請に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

(新設)

- 四 外交又は公用の在留資格への変更を希望する者
- 五 特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの
- イ 亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
- ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を提示しなければならぬ。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。
- 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- 二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- 三 (略)
- (削る)
- 5 中長期在留者から第一項の申請があつたときは、当該中長期在留者が所持する在留カードに、法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

- 3 第一項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。
- 一 旅券又は在留資格証明書
- 二 登録証明書等
- 三 (同上)
- 4 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。
- 5 第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書及び第二項に定める資料の提出を行うことができる。

6 法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

7・8 (略)

9 中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない処分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

(在留期間の更新)

第二十一条 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の五の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者

二 中長期在留者でない者

三 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

6 法第二十条第四項に規定する旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

7・8 (同上)

(新設)

(在留期間の更新)

第二十一条 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、申請に係る別表第三の二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

(新設)

4 前条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、前条第九項中「第五項」とあるのは「第二十一条第四項において準用する第二十条第五項」と読み替えるものとする。

5 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留期間の記載は、別記第三十三号様式又は別記第三十三号の二様式による証印によつて行うものとする。

6 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十三号様式による。

(申請内容の変更の申出)
第二十一条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の申出を受けた地方入国管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の五の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

4 第十九条第三項及び第二十条第四項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の二第一項」と、及び前項に定める手続」とあるのは「第二十一条の二第三項に定める資料の提出及び第二

3 第十九条第三項並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申請について準用する。

4 法第二十一条第四項に規定する旅券への新たな在留期間の記載は、別記第三十三号様式又は別記第三十三号の二様式による証印によつて行うものとする。

5 法第二十一条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(申請内容の変更の申出)
第二十一条の二 (同上)

2 (同上)

3 前項の申出を受けた地方入国管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、申出に係る別表第三の二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

4 第十九条第三項並びに第二十条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、これらの項中「申請」とあるのは、「申出」と読み替えるものとする。

十一條の二第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

5 | 第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続を行うことができる。

6 | 中长期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

(削る)

(削る)

第二十一条の三 第二十一条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留資格の変更の申請に変更すること

5 | 前条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留資格の変更の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

6 | 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る前条第一項の申請があつた日に第二十条第一項の申請があつたものとみなす。

7 | 第五項の申出を受けた地方入国管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、申出に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

8 | 第十九条第三項並びに第二十条第三項及び第五項の規定は、第五項の申出について準用する。この場合において、これらの項中「第一項」とあるのは、「第五項」と、「申請」とあるのは、「申出」と読み替えるものとする。

(新設)

を申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならぬ。

2 | 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十一条第一項の申請があつた日に第二十条第一項の申請があつたものとみなす。

3 | 第十九条第三項、第二十条第四項並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の三第三項において準用する第二十条第四項に定める手続及び第二十一条の二第三項に定める資料の提出」と、前条第三項中「別表第三の五」とあるのは「別表第三」と、「前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の三第三項において準用する第二十一条の二第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

4 | 中长期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第四項が準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をす

(永住許可)

(在留資格の変更による永住許可)

第二十二條 法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、法第二十二條第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を、法第六十一條の二第一項の規定により難民の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 三 (略)

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 第二十条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

(削る)

(在留資格の取得)

第二十四條 法第二十二條の二第二項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人は、別記第三十六号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真一葉及び次の各号に

第二十二條 法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通並びに次の各号に掲げる書類及びその他参考となるべき資料各一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。ただし、法第二十二條第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を、法第六十一條の二第一項の規定により難民の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 三 (同上)

2 第十九條第三項(受入れ機関等の職員に係る部分を除く。)並びに第二十条第三項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、これらの項中「第一項」とあるのは「前項」と読み替へるものとする。

3 法第二十二條第三項に規定する永住許可の証印の様式は、別記第三十五号様式又は別記第三十五号の様式による。

4 法第二十二條第三項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(在留資格の取得)

第二十四條 法第二十二條の二第二項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人は、別記第三十六号様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に該当する者の

該当する者の区分により、それぞれ当該各号に定める書類一通を提出しなければならない。

一 三 (略)

3 | 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 | 十六歳に満たない者

二 | 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三 | 短期滞在の在留資格の取得を希望する者

四 | 外交又は公用の在留資格の取得を希望する者

五 | 特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ | 亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ | 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4 | 第一項の申請に当たっては、旅券を提示しなければならない。この場合において、これを提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

5 | 第二十条第二項及び第七項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、第二十条第七項中「在留資格の変更」及び「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする

区分により、それぞれ当該各号に定める書類一通を提出しなければならない。

一 三 (同上)

(新設)

(新設)

3 | 第十九条第三項並びに第二十条第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、二十条第二項中「前項」とあるのは「第一項」と、同条第七項中「在留資格の変更

る。

6| 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二條第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格證明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

7| 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二條第四項に規定する在留資格證明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（永住者の在留資格の取得）

第二十五條 法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人のうち同條第四項に規定する永住者の在留資格の取得の申請をしようとするものは、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉、第二十二條第一項並びに前條第二項に掲げる書類並びにその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。この場合においては、第二十二條第一項ただし書の規定を準用する。

2| 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3| 前條第四項の規定は、第一項の申請について準用す

更」及び「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4| 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二條第四項に規定する旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

5| 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二條第四項に規定する在留資格證明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（在留資格の取得による永住許可）

第二十五條 法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人のうち同條第四項に規定する永住許可の申請をしようとするものは、別記第三十四号様式による申請書一通並びに第二十二條第一項及び前條第二項に掲げる書類及びその他参考となるべき資料各一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。この場合においては、第二十二條第一項ただし書の規定を準用する。

2| 第十九條第三項並びに第二十二條第三項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、これらの項中「第一項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

3| 法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三におい

る。

(削る)

(削る)

(意見聴取担当入国審査官の指定)

第二十五条の二 法第二十二條の四第二項の規定により意見の聴取をさせる入国審査官(以下「意見聴取担当入国審査官」という。)は、意見の聴取について必要な知識経験を有すると認められる入国審査官のうちから、法務大臣(法第六十九條の二の規定により法第十二條の四に規定する在留資格の取消しに関する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。以下この条から第二十五条の十四までにおいて同じ。)が指定する。

(意見聴取通知書の送達)

第二十五条の三 法第二十二條の四第三項に規定する意見聴取通知書の様式は、別記第三十七號の三様式による。

て準用する場合を含む。)において準用する法第二十二條第三項に規定する永住許可の証印の様式は、別記第三十五號様式又は別記第三十五號の二様式による。
4 法第二十二條の二第四項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。)において準用する法第二十二條第三項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二號様式による。

(在留資格の取消し)

第二十五条の二 法第二十二條の四第一項の規定による在留資格の取消しは、別記第三十七號の三様式による在留資格取消通知書によつて行うものとする。

(意見聴取担当入国審査官の指定)

第二十五条の三 法第二十二條の四第二項の規定により意見の聴取をさせる入国審査官(以下「意見聴取担当入国審査官」という。)は、意見の聴取について必要な知識経験を有すると認められる入国審査官のうちから、法務大臣(法第六十九條の二の規定により法第十二條の四に規定する在留資格の取消しに関する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。以下この条から第二十五条の十四までにおいて同じ。)が指定する。

(新設)

2 | 法務大臣は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を行うときは、意見の聴取を行う期日までに相当な期間をおくものとする。ただし、当該外国人が上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を受けた後、当該外国人が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條に規定する貨物の輸入に係る検査（当該上陸許可の証印又は許可を受けた後に引き続き行われるものに限る。）を受けるための場所にとどまる間に、当該外国人について法第二十二條の四第一項第一号に該当すると疑うに足りる具体的な事実が判明した場合であつて当該送達又は通知をその場で行うときは、この限りでない。

（代理人の選解任の手續）

第二十五條の四 法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）は、意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、別記第三十七號の四様式による代理人資格証明書一通を地方入国管理局に提出しなければならない。

2
（略）

（利害關係人）

第二十五條の五 （略）

2・3 （略）

4 前條の規定は、第一項の規定により参加を許可された利害關係人（以下「参加人」という。）について準

（代理人の選解任の手續）

第二十五條の四 法第二十二條の四第三項の規定による通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）は、意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、別記第三十七號の四様式による代理人資格証明書一通を地方入国管理局に提出しなければならない。

2
（同上）

（利害關係人）

第二十五條の五 （同上）

2・3 （同上）

4 前條の規定は、第一項の規定により参加を許可された利害關係人（以下「参加人」という。）について準

用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）」とあり、及び同条第二項中「被聴取者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（削る）

（意見の聴取の期日又は場所の変更）
第二十五條の六 被聴取者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、法務大臣に対し、意見の聴取

用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條の四第三項の規定による通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）」とあり、及び同条第二項中「被聴取者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（意見の聴取の通知）

第二十五條の六 法第二十二條の四第三項の規定による通知は、別記第三十七號の八様式による意見聴取通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、当該通知書に係る事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を行うときは、意見の聴取を行う期日までに相当な期間をおくものとする。ただし、当該外国人が上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を受けた後、当該外国人が関税法（昭和二十九年法律第六十一號）第六十七條に規定する貨物の輸入に係る検査（当該上陸許可の証印又は許可を受けた後に引き続き行われるものに限る。）を受けなければならない場所にとどまる間に、当該外国人について法第二十二條の四第一項第一号に該当すると疑うに足りる具体的な事実が判明した場合であつて当該通知をその場で行うときは、この限りでない。

（意見の聴取の期日又は場所の変更）
第二十五條の七 被聴取者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、法務大臣に対し、意見の聴取

の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。

- 3 (略)

- 4 法務大臣は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更するときは、その旨を記載した別記第三十七号の九様式による意見聴取期日等変更通知書を被聴取者又はその代理人及び参加人又はその代理人(以下「被聴取者等」という。)に送達しなければならぬ。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(手続の併合)

- 第二十五条の七 意見聴取担当入国審査官は、必要があるとき認めるときは、関連のある事案を併合して意見の聴取を行うことができる。

- 2 意見聴取担当入国審査官は、前項の規定により、在留資格の取消しに係る事案を併合するときは、その旨を記載した別記第三十七号の十様式による意見聴取手続併合通知書を被聴取者又はその代理人に送達しなければならぬ。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(意見の聴取への出頭)

第二十五条の八 意見の聴取を受けようとする被聴取者は、法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通

の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 前項の申出は、別記第三十七号の九様式による申出書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。

- 3 (同上)

- 4 法務大臣は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更するときは、その旨を別記第三十七号の十様式による意見聴取期日等変更通知書によつて被聴取者又はその代理人及び参加人又はその代理人(以下「被聴取者等」という。)に通知しなければならぬ。

(手続の併合)

- 第二十五条の八 意見聴取担当入国審査官は、必要があるとき認めるときは、関連のある事案を併合して意見の聴取を行うことができる。

- 2 意見聴取担当入国審査官は、前項の規定により、在留資格の取消しに係る事案を併合するときは、その旨を別記第三十七号の十一様式による意見聴取手続併合通知書によつて被聴取者又はその代理人に通知しなければならぬ。

(意見の聴取への出頭)

第二十五条の九 意見の聴取を受けようとする被聴取者は、法第二十二条の四第三項の規定による通知によつ

知書の送達又は通知によつて指定された意見の聴取の期日に、当該送達又は通知によつて指定された場所に出頭しなければならぬ。

2 (略)

3 前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方入国管理局に提出することによつて行うものとする。

4 法務大臣は、第二項の規定による許可をするときは、その旨を別記第三十七号の十二様式による代理出頭許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならぬ。

(意見の聴取の方式)

第二十五条の九 意見聴取担当入国審査官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、被聴取者の在留資格の取消しの原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明しなければならぬ。

2 (略)

(続行期日の指定)

第二十五条の十 意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の期日における意見の聴取の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、被聴取者等に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を別記第三十七号の十三様式による意見聴取続行通知書によつて通知しなければならぬ。

て指定された意見の聴取の期日に、当該通知によつて指定された場所に出頭しなければならぬ。

2 (同上)

3 前項の申出は、別記第三十七号の十二様式による申出書一通を地方入国管理局に提出することによつて行うものとする。

4 法務大臣は、第二項の規定による許可をするときは、その旨を別記第三十七号の十三様式による代理出頭許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならぬ。

(意見の聴取の方式)

第二十五条の十 意見聴取担当入国審査官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、被聴取者の在留資格の取消しの原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明しなければならぬ。

2 (同上)

(続行期日の指定)

第二十五条の十一 意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の期日における意見の聴取の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、被聴取者等に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を別記第三十七号の十四様式による意見聴取続行通知書によつて通知しなければならぬ。

3 (略)

(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)

第二十五条の十一 意見の聴取を行つた意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の各期日ごとに、次に掲げる事項を記載した意見の聴取調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一 三 (略)

四 意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等の国籍・

地域、氏名、性別、年齢及び職業

五 七 (略)

2・3 (略)

(文書等の閲覧)

第二十五条の十二 被聴取者等は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知があつた時から意見の聴取が終結するまでの間、法務大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該在留資格の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、法務大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 (略)

3 第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

3 (同上)

(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)

第二十五条の十二 意見の聴取を行つた意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の各期日ごとに、次に掲げる事項を記載した意見の聴取調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一 三 (同上)

四 意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等の国籍、

氏名、性別、年齢及び職業

五 七 (同上)

2・3 (同上)

(文書等の閲覧)

第二十五条の十三 被聴取者等は、第二十五条の六第一項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結するまでの間、法務大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該在留資格の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、法務大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 (同上)

3 第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十五様式による申請書一通を地方入国管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

4 法務大臣は、閲覧を許可するときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならぬ。この場合において、法務大臣は、意見の聴取における被聴取者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮するものとする。

5 法務大臣は、第二項の規定による求めがあつた場合に、当該意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき（第一項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならぬ。この場合において、意見聴取担当入国審査官は、第二十五条の十第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（在留資格の取消し）

第二十五条の十三 法第二十二條の四第六項に規定する在留資格取消通知書の様式は、別記第三十七号の十六様式（法第二十二條の四第一項第三号から第十号までに係るものにあつては別記第三十七号の十七様式）による。

2 法第二十二條の四第八項の規定による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

- 一 住居は、出国するための準備を行うための住居として法務大臣が適当と認める施設等を指定する。
- 二 行動の範囲は、特別の事由があると法務大臣が認

4 法務大臣は、閲覧を許可するときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、別記第三十七号の十六様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならぬ。この場合において、法務大臣は、意見の聴取における被聴取者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮するものとする。

5 法務大臣は、第二項の規定による求めがあつた場合に、当該意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき（第一項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を、別記第三十七号の十六様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならぬ。この場合において、意見聴取担当入国審査官は、第二十五条の十一第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（新設）

めて別に定められた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によつて定める通過経路とする。

三 前二号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(在留資格を取り消さないことのお知らせ)

第二十五条の十四 法務大臣は、法第二十二條の四第三項の規定により取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を外国人に送達した場合又は同項ただし書の規定により当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させた場合において、当該事実について当該外国人の在留資格を取り消さないこととしたときは、当該外国人に対し、その旨を通知するものとする。

(旅券等の提示要求ができる職員)

(出国期間の指定等)

第二十五条の十四 法第二十二條の四第六項の規定による期間の指定及び同条第七項の規定による条件の決定は、別記第三十七号の十七様式による出国期間等指定書の交付によつて行うものとする。

2 法第二十二條の四第七項の規定による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

- 一 住居は、法務大臣が出国するための準備を行うための住居として適当と認める施設等を指定する。
- 二 行動の範囲は、法務大臣が特別の事由があると認め、別に定められた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によつて定める通過経路とする。
- 三 前二号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(旅券等の提示要求ができる職員)

第二十六条 法第二十三条第三項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員

五 (略)

(出国の確認)

第二十七条 法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとする外国人は、別記第三十七号の十八様式（法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第三十七号の十九様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

2 | 前項の手續を行うに当たつて、法第二十二條の四第七項の規定により期間の指定を受けた者は、当該指定に係る在留資格取消通知書を提示しなければならない。

3 | 第一項の手續を行うに当たつて、法第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者は、当該出国命令に係る出国命令書を提出しなければならない。

第二十六条 法第二十三条第二項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

一 三 (同上)

四 外国人登録事務に従事する国又は地方公共団体の職員

五 (同上)

(出国の確認)

第二十七条 法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとする外国人は、別記第三十七号の十八様式（法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受け又は法第六十一条の二十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して出国する者にあつては別記第三十七号の十九様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

2 | 次の各号に掲げる者が前項の手續を行うに当たつては、それぞれ当該各号に定める書類をその者が出国する出入国港において入国審査官に提出しなければならない。

一 法第二十二條の四第六項の規定により期間の指定を受けた者 出国期間等指定書

二 法第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者 出国命令書

(新設)

4 | 法第二十五条第一項に規定する出国の確認は、旅券
（再入国許可書を含む。）に別記第三十八号様式によ
る出国の証印をすることによつて行うものとする。た
だし、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書又は一
時庇護許可書の交付を受けている者については、当該
許可書の回収によつて行うものとする。

5 | 入国審査官は、第一項の外国人が次の各号のいずれ
にも該当するときは、氏名、国籍・地域、生年月日、
性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印
に代わる記録のために用いられるファイルであつて第
七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに
記録することができ、この場合においては、前項の
規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

6 | 一・二（略）
第五条第八項の規定は、前項第二号の規定により指
紋を提供する場合について準用する。

（再入国の許可）

第二十九条（略）

2 | 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を
提示しなければならない。この場合において、旅券を
提示することができない者にあつては、旅券を取得す
ることができない理由を記載した書類一通を提出しな
ければならない。

一（略）

二 | 在留資格証明書の交付を受けた者にあつては、在
留資格証明書

3 | 法第二十五条第一項に規定する出国の確認は、旅券
（再入国許可書を含む。）に別記第三十八号様式によ
る出国の証印をすることによつて行うものとする。た
だし、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書又は一
時庇護許可書の交付を受けている者については、当該
許可書の回収によつて行うものとする。

4 | 入国審査官は、第一項の外国人が次の各号のいずれ
にも該当するときは、氏名、国籍、生年月日、性別、
出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わ
る記録のために用いられるファイルであつて第七条第
四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録す
ることができ、この場合においては、前項の規定に
かかわらず、同項の証印をすることを要しない。

5 | 一・二（同上）
第五条第八項の規定は、前項第二号の規定により指
紋を提供する場合について準用する。

（再入国の許可）

第二十九条（同上）

2 | （同上）

一（同上）

二 | 登録証明書等

- 三 中长期在留者にあつては、在留カード
- 四 特別永住者にあつては、特別永住者証明書
- 五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者にあつては、一時庇護許可書
- 3 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と読み替えるものとする。
- 4 第二十一条の二第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一条の二第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「第二十九条第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行業者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。
- 6 法第二十六条第二項に規定する再入国の許可の証印の様式は、別記第四十一号様式又は別記第四十一号の様式による。
- 7 法第二十六条第二項に規定する再入国許可書の様式は、別記第四十二号様式による。
- 8 法第二十六条第五項の規定による再入国許可の有効

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 3 第十九条第三項及び第二十条第五項の規定は、第一項の申請について準用する。
- (新設)
- 4 第一項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、旅行業者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。
- 5 法第二十六条第二項に規定する再入国の許可の証印の様式は、別記第四十一号様式又は別記第四十一号の様式による。
- 6 法第二十六条第二項に規定する再入国許可書の様式は、別記第四十二号様式による。
- 7 法第二十六条第四項の規定による再入国許可の有効

期間延長許可の申請書の様式は、別記第四十三号様式による。

9 | 法第二十六条第七項の規定により再入国の許可を取り消したときは、その旨を別記第四十四号様式による再入国許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する旅券に記載された再入国の許可の証印をまつ消し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させるものとする。

(みなし再入国許可の意図の表明)

第二十九条の二 法第二十六条の二第一項に規定する再入国する意図の表明は、入国審査官に同項の規定により再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九様式による書面を提出することによつて行うものとする。

2 | 中长期在留者が前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、在留カードを提示するものとする。

(再入国の許可を要する者)

第二十九条の三 法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は、次に掲げる者とする。

一 法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は同項ただし書の規定による通知を受けた者(意見聴取通知書又は通知に係る在留資格の取消しの原因となる事実について第二十五条の十四の規定による通知を受けた者を除く。)

8 | 期間延長許可の申請書の様式は、別記第四十三号様式による。

8 | 法第二十六条第六項の規定により数次再入国の許可を取り消したときは、その旨を別記第四十四号様式による数次再入国許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する旅券に記載された再入国の許可の証印をまつ消し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させるものとする。

(新設)

(新設)

二 法第二十五条の二第一項各号のいずれかに該当する者であるとして入国審査官が通知を受けている者
三 法第三十九条の規定による収容令書の発付を受けている者

四 特定活動の在留資格をもつて在留している者であつて、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として法第六十一条の二第一項の申請又は法第六十一条の二の九第一項に規定する異議申立てを行つている者に係る活動を指定されているもの

五 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

2 法務大臣は、前項第五号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第四十四号の様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、法務大臣が第一項第五号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

(口頭審理に関する調書)

第四十条 法第四十八条第四項に規定する口頭審理に関する調書には、次に掲げる事項及び口頭審理の手続を記載しなければならない。

一 容疑者の国籍・地域、氏名、性別、年齢及び職業

(口頭審理に関する調書)
第四十条 (同上)

一 容疑者の国籍、氏名、性別、年齢及び職業

2 (略)

(在留特別許可)

第四十四条 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、同条第三項の規定により入国審査官に在留カードを交付させる場合及び第三項第一号の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書^一を交付し、又は既に交付を受けている在留資格証明書に同様式による証印をするものとする。

2

法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、技能実習の在留資格(法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに^二限る。)を決定したときは、法務大臣が指定する本邦の公私の機関に記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

2 (同上)

(在留特別許可)

第四十四条 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、次項第一号ただし書の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書^一を交付するものとする。この場合において、次項第一号の規定により、技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに^二限る。)が指定されているときは、本邦の公私の機関に記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し、特定活動の在留資格が指定されているときは、個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式により指定書を交付するものとする。

(新設)

3

法第五十条第二項の規定により付することができる必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

- 一 法第二十四条第二号（法第九条第六項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）第六号又は第六号の二に該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類及び第十三条から第十八条までの規定に基づく上陸期間

二 活動の制限その他特に必要と認める事項

（報告の義務）

第五十二条（略）

2（略）

3 法第五十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 船舶にあつては次に掲げる事項

イ（略）

ロ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号及び職名（出入国港から出発した

2

法第五十条第二項の規定による在留期間その他の条件は、次の各号によるものとする。

- 一 法別表第一又は法別表第二の上欄の在留資格（技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。））にあつては法務大臣が指定する本邦の公私の機関を、特定活動の在留資格にあつては法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を含む。）を指定するとともに第三条に基づいて在留期間を定める。ただし、法第二十四条第二号（法第九条第六項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）第六号又は第六号の二に該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類を定めるとともに第十三条から第十八条までの規定に基づいて上陸期間を定めることができる。

二 前号のほか、法第五十条第二項の規定により付するその他の条件は、活動の制限その他特に必要と認める事項とする。

（報告の義務）

第五十二条（同上）

2（同上）

3（同上）

- 一（同上）

イ（同上）

ロ 乗員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号及び職名（出入国港から出発した船舶が

船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)

八 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 航空機にあつては次に掲げる事項

イ (略)

ロ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号

ハ 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

4 (略)

5 法第五十七条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 数次乗員上陸許可を受けている乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号、職名並びに当該許可の番号及び許可年月日

二・三 (略)

(記録を希望する日本人のための登録)

第五十四条の二 その出国し又は上陸しようとする出入国港において第五十三条第二項又は前条第二項の規定による記録を受けることを希望する者が、所管局長の登録(以下「日本人希望者登録」という。)を受けようとする場合には、指定入国管理官署に出頭し、旅券を提示しなければならない。

2
4 (略)

、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)

八 乗客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 (同上)

イ (同上)

ロ 乗員の氏名、国籍、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号

ハ 乗客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

4 (同上)

5 (同上)

一 数次乗員上陸許可を受けている乗員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号、職名並びに当該許可の番号及び許可年月日

二・三 (同上)

(記録を希望する日本人のための登録)

第五十四条の二 その出国し又は上陸しようとする出入国港において第五十三条第二項又は前条第二項の規定による記録を受けることを希望する者が、所管局長の登録(以下「日本人希望者登録」という。)を受けようとする場合には、指定登録官署に出頭し、旅券を提示しなければならない。

2
4 (略)

(難民の認定)

第五十五条 (略)

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
二 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

三 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

四 法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書

3 6 (略)

(在留資格に係る許可)

第五十六条 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合(同条第三項第二号に規定する場合に限る。)には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

2 (略)

3 法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合(同条第三項第二号に規定する場合に限る。)には、別記第六十二号様式又は別記第六十

(難民の認定)

第五十五条 (同上)

2 (同上)

一 旅券又は在留資格証明書
二 登録証明書

(新設)

三 法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書

3 6 (同上)

(在留資格に係る許可)

第五十六条 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

2 (同上)

3 法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合には、別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をした別記第三十二号

二号の様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

4 | 第四十四条第二項の規定は、法第六十一条の二の第二項の規定により在留を特別に許可する場合に準用する。

5 | 法第六十一条の二の二第四項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

(難民の認定を受けた者の在留資格の取消し)

第五十七条の二 第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、法第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の二中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条、第二十五条の五、第二十五条の七及び第二十五条の九から第二十五条の十二までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と、第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式（法第二十二条の四第一項第三号から第十号までに係るものにあつては別記第三十七号の十七様式）」とあるのは「別記第三十七

様式による在留資格証明書を交付するものとする。この場合において、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）を指定するときは、本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し、特定活動の在留資格を指定するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

(新設)

4 | 法第六十一条の二の二第四項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

(難民の認定を受けた者の在留資格の取消し)

第五十七条の二 法第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しは、別記第三十七号の三様式による在留資格取消通知書によつて行うものとする。

2 | 第二十五条の三から第二十五条の十四までの規定は、前項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の三中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、第二十五条の三、第二十五条の五、第二十五条の八及び第二十五条の十から第二十五条の十三までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と読み替えるものとする。

号の十七様式」と読み替えるものとする。

(出頭を要しない場合等)

第五十九条の六 法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合(同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。)は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わつてしななければならぬ者から依頼を受けた者(当該外国人の十六歳以上の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。)又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一項第一号に掲げる行為をする場合(外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。)とする。

2 法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合(同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイから八までに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしななければならぬ者の依頼によりする場合に限る、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。)であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき

イ 受入れ機関等の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの

(新設)

- 口 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの
- ハ 当該外国人の法定代理人
- 二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。
- 三 法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。
- 二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為

をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

4 | 法第六十一条の九の三第一項第一号に規定する行為を、同条第二項の規定により外国人に代わつてしようとする者は、市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次項において同じ。）の長に対し、法第六十一条の九の三第二項の規定により外国人に代わつてしななければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならぬ。

5 | 法第六十一条の九の三第三項の規定により外国人が自ら出頭して同条第一項第一号に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該外国人に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たすることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならぬ。

（手数料納付書）

第六十一条 法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

（権限の委任）

（手数料納付書）

第六十一条 法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

（権限の委任）

第六十一条の二 法第六十九条の二の規定により、次に掲げる法務大臣の権限は、地方入国管理局長に委任する。ただし、第一号、第二号、第三号、第八号、第十号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十五号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

四 法第十九条第二項及び第三項に規定する権限

(削る)

五 (略)

五の二 法第十九条の十三第二項に規定する権限

五の三 法第十九条の十五第一項から第四項までに規定する在留カードの返納を受ける権限

五の四 法第十九条の十九第一項に規定する権限

六 法第二十条第三項並びに第四項第二号及び第三号(法第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)

六の二 (略)

七 法第二十一条第三項に規定する権限

八 法第二十二條の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限(永住者の在留資格に係るものを除く。)

九 法第二十六條第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限

十 十七 (略)

別表第二(第三条関係)

第六十一条の二 (同上)

一 三 (同上)

四 法第十九条第二項に規定する権限

四の二 法第十九条第三項に規定する権限

五 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

六 法第二十条第三項及び第四項(法第二十二條の二第三項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)

六の二 (同上)

七 法第二十一条第三項及び第四項に規定する権限

八 法第二十二條の四第一項から第三項まで及び第五項から第七項までに規定する権限(永住者の在留資格に係るものを除く。)

九 法第二十六條第一項から第三項まで及び第六項に規定する権限

十 十七 (同上)

別表第二(第三条関係)

在留資格	(略)	公用	五年、三年、一年、三月、三十日又は十五日	在留期間	(略)	教授	五年、三年、一年又は三月	芸術	五年、三年、一年又は三月	宗教	五年、三年、一年又は三月	報道	五年、三年、一年又は三月	投資・経営	五年、三年、一年又は三月	法律・会計業務	五年、三年、一年又は三月	医療	五年、三年、一年又は三月	研究	五年、三年、一年又は三月	教育	五年、三年、一年又は三月	技術	五年、三年、一年又は三月	人文知識・国際業務	五年、三年、一年又は三月	企業内転勤	五年、三年、一年又は三月	興行	三年、一年、六月、三月又は十五日	技能	五年、三年、一年又は三月	(略)	(略)	文化活動	三年、一年、六月又は三月	(略)	(略)	留学	四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月	研修	一年、六月又は三月	家族滞在	五年、四年三月、四年、三年三月、
------	-----	----	----------------------	------	-----	----	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------	-------	--------------	---------	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------	-----------	--------------	-------	--------------	----	------------------	----	--------------	-----	-----	------	--------------	-----	-----	----	--	----	-----------	------	------------------

在留資格	(同上)	公用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動(「公用活動」と称する。)を行う期間	在留期間	(同上)	教授	三年又は一年	芸術	三年又は一年	宗教	三年又は一年	報道	三年又は一年	投資・経営	三年又は一年	法律・会計業務	三年又は一年	医療	三年又は一年	研究	三年又は一年	教育	三年又は一年	技術	三年又は一年	人文知識・国際業務	三年又は一年	企業内転勤	三年又は一年	興行	一年、六月、三月又は十五日	技能	三年又は一年	(同上)	(同上)	文化活動	一年又は六月	(同上)	(同上)	留学	二年三月、二年、一年三月、一年又は六月	研修	一年又は六月	家族滞在	三年、二年三月、二年、一年三月、
------	------	----	---	------	------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	-------	--------	---------	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	-----------	--------	-------	--------	----	---------------	----	--------	------	------	------	--------	------	------	----	---------------------	----	--------	------	------------------

	特定活動
	<p>三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法別表第一の五の表の下欄(八に係る部分に限る。)に掲げる活動を指定される者にあつては、五年、四年、三年、二年、一年又は三月</p> <p>三 法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者(次号に掲げる者を除く。)にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月</p> <p>四 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の</p>

	特定活動
	<p>一年、六月又は三月</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 法別表第一の五の表の下欄(八に係る部分に限る。)に掲げる活動を指定される者にあつては、五年、四年、三年、二年又は一年</p> <p>三 法第七条第一項第二号の告示で定める活動又は経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第五条に規定する看護師としての業務に従事する活動若しくはこれらの協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第二項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定される者にあつては、三年、一年又は六月</p> <p>(新設)</p>

<p>定住者</p>	<p>等 永住者の配偶者</p>	<p>等 日本人の配偶者</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 法第七条第一項第二号の告示で定める地位を認められる者にあつては、五年、三年、一年又は六月</p> <p>二 一に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p>	<p>五年、三年、一年又は六月</p>	<p>五年、三年、一年又は六月</p>	<p>(略)</p>	<p>協定に基づき保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条に規定する看護師としての業務に従事する活動若しくはこれらの協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定される者にあつては、三年、一年又は六月</p> <p>五 一から四までに掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては、五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p>

<p>定住者</p>	<p>等 永住者の配偶者</p>	<p>等 日本人の配偶者</p>	<p>(同上)</p>	
<p>一 法第七条第一項第二号の告示で定める地位を認められる者にあつては、三年又は一年</p> <p>二 一に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、三年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p>	<p>三年又は一年</p>	<p>三年又は一年</p>	<p>(同上)</p>	<p>四 一から三までに掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間</p>

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の三、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
(略)	(略)	(略)
投資・経営	法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動	一 貿易その他の事業の経営を開始し、又はこれらの事業に投資してその経営を行うおうとする場合 <input type="checkbox"/> イ (略) <input type="checkbox"/> 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し 八・二 (略) 二 貿易その他の事業の経営を開始し、又はこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行うおうとする場合 <input type="checkbox"/> イ (略) <input type="checkbox"/> 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の二、第二十四条関係）

在留資格	活動	資料
(同上)	(同上)	(同上)
投資・経営	法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動	一 (同上) <input type="checkbox"/> イ (同上) <input type="checkbox"/> 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は外国人登録証明書の写し 八・二 (同上) 二 (同上) <input type="checkbox"/> イ (同上) <input type="checkbox"/> 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

かにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し

八・二 (略)

三 本邦において開始され、若しくは投資された貿易その他の事業の管理に従事し、又は貿易その他の事業の経営を開始し、若しくはこれらの事業に投資している外国人に代わつてその管理に従事しよつとする場合

イ (略)

ロ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は在留カード若しくは特別永住者証明書の

かにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は外国人登録証明書の写し

三 八・二 (同上)

イ (同上)

ロ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は外国人登録証明書の写し

	(略)	興行
	(略)	興行
	(略)	<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動</p>
	(同上)	<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動</p>
写し	八ノホ (略)	<p>一 演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動を行おうとする場合（次号に該当する場合を除く。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 基準省令の表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の興行の項」という。）の下欄第一号ロに規定する機関（以下「興行契約機関」という。）の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の契約機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ハノホ (略)</p> <p>ヘ 基準省令の興行の項の下欄第一号ロに規定する興行契約に基づいて演劇等の興行に係る活動を行おうとする</p>
	(同上)	<p>八ノホ (同上)</p> <p>ヘ (同上)</p>
	(同上)	<p>イ (同上)</p> <p>ロ 基準省令の表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の興行の項」という。）の下欄第一号ロに規定する機関（以下「契約機関」という。）の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の契約機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ハノホ (同上)</p> <p>ヘ (同上)</p>
	(同上)	<p>イ (同上)</p> <p>ロ 基準省令の表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の興行の項」という。）の下欄第一号ロに規定する機関（以下「契約機関」という。）の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の契約機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ハノホ (同上)</p> <p>ヘ (同上)</p>

技能実習	(略)	
実習の項 表の技能 一の二の	(略)	
二の技能実習の項の下の表の 号口に掲げる活動を行お	(略)	<p>ト 二、四 (略)</p> <p>(1) きは、次に掲げる資料 興行契約機関の経 営者及び常勤の職員 の名簿</p> <p>(2) 興行契約機関の経 営者及び常勤の職員 が基準省令の興行の 項の下欄第一号口(3) ()から()までのい れにも該当しないこ とを興行契約機関が 申し立てる書面</p> <p>(3) 興行契約機関が過 去三年間に締結した 興行契約に基づいて 興行の在留資格をも つて在留する外国人 に対して支払義務を 負う報酬の全額を支 払っていることを証 する文書</p>

技能実習	(同上)	
実習の項 表の技能 一の二の	(同上)	
二 (同上)	(同上)	<p>ト 二、四 (同上)</p> <p>(1) 契約機関の経営者 及び常勤の職員の名 簿</p> <p>(2) 契約機関の経営者 及び常勤の職員が基 準省令の興行の項の 下欄第一号口(3)か ら()までのい れにも該当しないこ とを興行契約機関が 申し立てる書面</p> <p>(3) 契約機関が過去三 年間に締結した興行 契約に基づいて興行 の在留資格をもつて 在留する外国人に対 して支払義務を負う 報酬の全額を支払っ ていることを証する 文書</p>

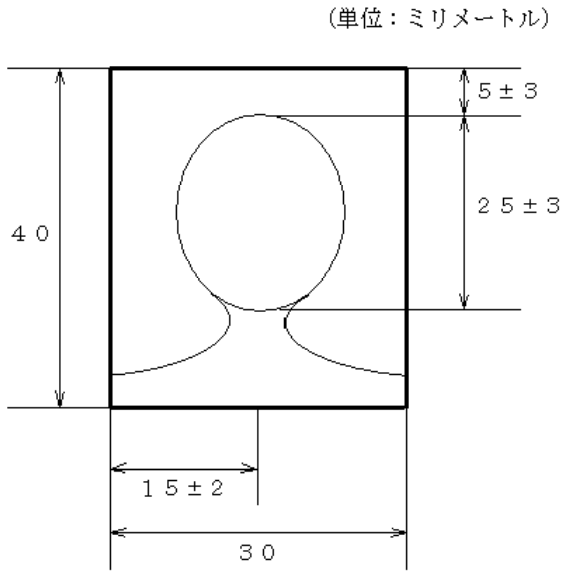
特定活動	家族滞在 (略)	(略)	の下欄に掲げる活動
法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の四の表の家族滞下の項の下欄に掲げる活動	(略)	の下欄に掲げる活動
一・二 (略) 三 法別表第一の五の表の下欄(八に係る部分に限る。)に掲げる活動を行うおうとする場合 イ (略)	一 (略) 二 扶養者の在留カード又は旅券の写し 三 (略)	三・四 (略) 八ト (略) 書 ていることを証する文書	うとする場合 前号イからホまで及びチからルまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料 イ (略) ロ 国籍・地域若しくは住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていることを証する文書

特定活動	家族滞在 (同上)	(同上)	の下欄に掲げる活動
法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の四の表の家族滞下の項の下欄に掲げる活動	(同上)	の下欄に掲げる活動
一・二 (同上) 三 (同上) イ (同上)	一 (同上) 二 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し 三 (同上)	三・四 (同上) 八ト (同上) 書 ていることを証する文書	うとする場合 前号イからホまで及びチからルまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料 イ (同上) ロ 国籍若しくは住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていることを証する文書

	動	<p>口 扶養者の在留カード又は旅券の写し 八 (略) 四・五 (略)</p>	<p>(略) 永住者の配偶者等</p>	<p>(略) 法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動</p>	<p>(略) 一 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者である場合 イ 当該永住者等との身分関係を証する文書 口 当該永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書又は旅券の写し 八 (略) 二 本邦に居住する当該永住者等の身元保証書 二 永住者等の子である場合 合 イ (略) 口 当該永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書又は旅券の写し 八 (略) 二 本邦に居住する当該</p>
	動	<p>口 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し 八 (同上) 四・五 (同上)</p>	<p>(同上) 永住者の配偶者等</p>	<p>(同上) 法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動</p>	<p>(同上) 一 永住者の配偶者である場合 イ 当該永住者との身分関係を証する文書 口 当該永住者の外国人登録証明書又は旅券の写し 八 (同上) 二 本邦に居住する当該永住者の身元保証書 二 永住者の子である場合 合 イ (同上) 口 当該永住者の外国人登録証明書又は旅券の写し 八 (同上) 二 本邦に居住する当該</p>

事由	活動機関の名称が変
----	-----------

別表第三の三（第十九条の十五関係）



- 1 本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂（髪を含む。）から顎の先まで。）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの

別表第三の二（第六条の二、第十九条の六関係）

(略)	
(略)	
(略)	永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書

(新設)

(新設)

(同上)	
(同上)	
(同上)	永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書

<p>に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者が、当該在留資格に応じてそれぞれ法別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関（以下この表において「活動機関」という。）の名称の変更</p>	<p>活動機関の所在地の変更</p>	<p>活動機関の消滅</p>	<p>活動機関からの離脱</p>	<p>活動機関からの移籍</p>
<p>一 活動機関の所在地が変更した年月日 二 活動機関の名称及び変更前の所在地 三 活動機関の変更後の名称</p>	<p>一 活動機関の所在地が変更した年月日 二 活動機関の名称及び変更前の所在地 三 活動機関の変更後の所在地</p>	<p>一 活動機関が消滅した年月日 二 消滅した活動機関の名称及び消滅時の所在地</p>	<p>一 活動機関から離脱した年月日 二 離脱した活動機関の名称及び所在地</p>	<p>一 新たな活動機関に移籍した年月日 二 移籍する前の活動機関の名称及び所在地 三 新たな活動機関の名称</p>

	事由	事由	契約機関の所在地の変更	契約機関の消滅	契約機関との契約の終了
称及び所在地 四 新たな活動機関における活動の内容（留学の在留資格をもつて本邦に在留する中長期在留者を除く。）	一 契約機関の名称が変更した年月日 二 契約機関の変更前の名称及び所在地 三 契約機関の変更後の名称	一 契約機関の所在地が変更した年月日 二 契約機関の名称及び変更前の所在地 三 契約機関の変更後の所在地	一 契約機関が消滅した年月日 二 消滅した契約機関の名称及び消滅時の所在地 三 契約機関との契約が終了した年月日		

教授、投資・経営、法律 ・ 会計業務、医療、研究 ・ 教育、技術、人文知識 ・ 国際業務、企業内転勤 ・ 興行又は技能の在留資	事 項
一 別表第三の四（第十九条の十六関係）	一 事由 法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との離婚 法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との死別 配偶者と離婚した年月日 配偶者と死別した年月日
三 事由 新たな契約の締結	二 事項 二 契約が終了した契約機関の名称及び所在地 一 新たな契約機関との契約を締結した年月日 二 従前の契約機関の名称及び所在地 三 新たな契約機関の名称及び所在地 四 新たな契約機関における活動の内容

（新設）

<p>格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況</p>	
<p>受入れの開始</p>	<p>一 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号（以下この表及び二の表において「氏名等」という。）</p> <p>二 中長期在留者の受入れを開始した年月日</p> <p>三 中長期在留者が行う活動の内容</p>
<p>受入れの終了</p>	<p>一 中長期在留者の氏名等</p> <p>二 中長期在留者の受入れを終了した年月日</p>
<p>留学の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況</p>	<p>事項</p>
<p>受入れの開始</p>	<p>一 中長期在留者の氏名等</p> <p>二 中長期在留者の受入れを開始した年月日</p>
<p>五月一日における受入れ 十一月一日における受入れ</p>	<p>中長期在留者の氏名等 中長期在留者の氏名等 中長期在留者の氏名等</p>

別表第三の五（第二十一条、第二十一条の二関係）		
在留資格	活動	資料
公用	法別表第一の一の項の下の欄に掲げる活動	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書
教授	(略)	(略)
投資・経営	法別表第一の一の項の下の欄に掲げる活動	一 (略) 二 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写

受入れの終了

一 中長期在留者の氏名等
 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日
 三 卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

別表第三の二（第二十一条、第二十一条の二関係）		
在留資格	活動	資料
(新設)	(新設)	(新設)
(同上)	(同上)	(同上)
投資・経営	法別表第一の一の項の下の欄に掲げる活動	一 (同上) 二 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料、並びに、その数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票又は外国人登録証明書の写し

永住者の配偶者等	(略)	特定活動	家族滞在	(略)	し
法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有す	(略)	法別表第一の五の表の特定活動の項に掲げる活動	法別表第一の四の表の家族滞下の項に掲げる活動	(略)	三・四 (略)
一 永住者等の配偶者である場合には、当該永住者等との身分関係を証する文書 二 当該永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書又は旅券の写し 三 (略)	(略)	一・二 (略) 三 法別表第一の五の表の下欄(八に係る部分に限る。)に掲げる活動を行うおうとする場合 イ (略) ロ 扶養者の在留カード又は旅券の写し ハ (略)	一 (略) 二 扶養者の在留カード又は旅券の写し 三 (略)	(略)	

永住者の配偶者等	(同上)	特定活動	家族滞在	(同上)	三・四 (同上)
法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有す	(同上)	法別表第一の五の表の特定活動の項に掲げる活動	法別表第一の四の表の家族滞下の項に掲げる活動	(同上)	三・四 (同上)
一 永住者の配偶者である場合には、当該永住者との身分関係を証する文書 二 当該永住者の外国人登録証明書又は旅券の写し 三 (同上)	(同上)	一・二 (同上) 三 (同上) イ (同上) ロ 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し ハ (同上)	一 (同上) 二 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し 三 (同上)	(同上)	

(略)	る者としての活動	四 永住者等の配偶者である場合には、本邦に居住する当該永住者等の身元保証書、永住者等の子である場合には、本邦に居住する当該永住者又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書
-----	----------	---

別表第四（第六条の二関係）

(略)	本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
(略)	法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動（興行）	(略)
(略)	興行契約機関（興行契約機関がないときは、本人を招へいする本邦の機関）又は本人が所属して芸能活動を行うこととなる本邦の機関の職員	(略)

別表第七（第五十九条の六関係）

外国人が自ら出頭して行 当該外国人に代わつてす

(同上)	る者としての活動	四 永住者の配偶者である場合には、本邦に居住する当該永住者の身元保証書、永住者の子である場合には、本邦に居住する当該永住者又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書
------	----------	--

別表第四（第六条の二関係）

(同上)	本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
(同上)	法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動（興行）	(同上)
(同上)	契約機関（契約機関がないときは、本人を招へいする本邦の機関）又は本人が所属して芸能活動を行うこととなる本邦の機関の職員	(同上)

(新設)

<p>うこととされている行為 法第十九条の十第一項の規定による届出</p>	<p>る行為 第十九条の九第一項に定める届出書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>
<p>法第十九条の十一第一項又は第二項の規定による申請</p>	<p>第十九条の十一第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>
<p>法第十九条の十二第一項の規定による申請</p>	<p>第十九条の十一第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>
<p>法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請</p>	<p>第十九条の十二第一項又は第二項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>
<p>法第十九条の十第二項の規定（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）により交付される在留カードの</p>	<p>この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続</p>

受領	二	外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請	第二十条第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続	法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請	第二十一条第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項において準用する第二十条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十二條第一項の規定による永住許可の申請	第二十二條第一項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第二十条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続	法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請	第二十四條第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三にお	第二十五條第一項に定める申請書等の提出及び同		

<p>いて準用する場合を含む。 。)の規定による在留資格の取得の申請(永住者の在留資格の取得の申請に限る。)</p>	<p>条第三項において準用する第二十四条第四項に定める旅券の提示等に係る手続</p>
<p>法第二十条第四項第一号(法第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十二條第三項(法第二十二條の二第四項(法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第五十條第三項又は第六十一條の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領</p>	<p>この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続</p>